

50

(17) 七

此監獄の専ら金を解散云々  
 此病入金費は他凡々其は専ら  
 金に任る者同勤志士金等云々  
 本指定より後撤廃スルニ  
 先人例より金事ヲ給スルニ  
 (本指定出)

此指定  
 指定下金費は外米四什五銀  
 一月月款は前日三億トス  
 本指定  
 先人例

合資會社稲畑染工場 (大阪)

要求 (案)

(八月三日) 擇本

大日産三割値上ノスト

2. 解散年当り法利が確立

一年未償五十万円

二年未償 百万円

三年々々 百四十万円

三年以上より一ヶ月毎二日産三割増

依款解散申款但し一年以上勘定

者三限

十時間制を實施 (現在十一時間)

解決 無事ノ次

不信銀三割増は六ノ難

但し従事臨時年当トシテ支給アリトシ

一者七の十六日ヨリ本指定入シ残り

半額ヲ此交保入ルニトス(一)

2. 退職手当制ニテハ難

但工場ニ労働保障法規定ニテ

既天体ノ調査ヲナシテハ成ルズ早

完成ニテ採力スル

3. 労働時間ヲ十時間トスルモ其ノ十時間

ハ五時十時間ト心得シラ

4. 金庫等ヲ二十五美ニ増額スルハ同

橋本